(3)　共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額
「共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額」の計算については、基本的に「構成会社等に係るグループ国際最低課税額」の計算と同様とする。
(4)　会社等別国際最低課税額
会社等別国際最低課税額は、「グループ国際最低課税額」のうち、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（我が国を所在地国とするものを除く。）又はその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（我が国を所在地国とするものを除く。）の個別計算所得金額に応じてその構成会社等又は共同支配会社等に帰属する金額として計算した金額とする。
(5)　適用免除基準
特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（各種投資会社等を除く。(5)において同じ。）が各対象会計年度において次に掲げる要件の全てを満たす場合には、その対象会計年度のその構成会社等の所在地国における当期国別国際最低課税額は、零とする。
イ　その構成会社等の所在地国におけるその対象会計年度及びその直前の二対象会計年度に係るその特定多国籍企業グループ等の収入金額の平均額として計算した金額が一、〇〇〇万ユーロ相当額に満たないこと。
ロ　その構成会社等の所在地国におけるその対象会計年度及びその直前の二対象会計年度に係るその特定多国籍企業グループ等の利益又は損失の額の平均額として計算した金額が一〇〇万ユーロ相当額に満たないこと。
(6)　その他の国際最低課税額の計算について、所要の措置を講ずる。
(五)　除外会社等に関する特例
一定の除外会社等については、除外会社等に該当しないものとして、法人税法の規定を適用する。（法人税法第八二条の三関係）
(六)　課税標準
各対象会計年度の課税標準国際最低課税額を課税標準とし、課税標準国際最低課税額は、各対象会計年度の国際最低課税額とする。（法人税法第八二条の四関係）
(七)　税額の計算
各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額は、各対象会計年度の課税標準国際最低課税額に一〇〇分の九〇・七の税率を乗じて計算した金額とする。（法人税法第八二条の五関係）
(八)　申告及び納付等
(1)　特定多国籍企業グループ等に属する内国法人は、各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月（一定の場合には、一年六月）以内に、税務署長に対し、当該対象会計年度の課税標準である課税標準国際最低課税額その他の事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、当該対象会計年度の課税標準国際最低課税額がない場合は、当該申告を要しない。（法人税法第八二条の六関係）
(2)　電子情報処理組織による申告の特例等について、各事業年度の所得に対する法人税の規定に準じて所要の規定を設ける。（法人税法第三条、第八二条の七、第八二条の八及び第八二条の一〇関係）
(3)　(1)の申告書を提出した内国法人は、当該申告書の提出期限までに、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を国に納付しなければならない。（法人税法第八二条の九関係）
(九)　特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度
特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度として、次の措置を講ずる。（法人税法第一五〇条の三関係）
(1)　特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供
特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人は、その特定多国籍企業グループ等の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の名称、その構成会社等の所在地国ごとの国別実効税率、その特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額その他一定の事項並びに(四)(5)及び(五)の適用を受けようとする旨等をいう。以下同じ。）を、各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月（一定の場合には、一年六月）以内に、電子情報処理組織を使用する方法により、税務署長に提供しなければならない。
(2)　特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供義務の免除
特定多国籍企業グループ等の最終親会社等（指定提供会社等を指定した場合には、指定提供会社等）の所在地国の税務当局が特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができると認められる一定の場合に該当するときは、(1)による提供義務を免除する。
(3)　罰則
罰則について必要な規定を定める。（法人税法第一五九条、第一六〇条及び第一六二条関係）
2　公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった場合又は公共法人が普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の前日に事業年度が終了し、これに続く事業年度は同日の翌日から開始するものとするほか、公共法人が組織変更をした場合の届出等について所要の措置を講ずることとした。（法人税法第一三条、第一四条、第六四条の一〇、第七一条、第一二二条及び第一五〇条関係）
3　暗号資産の譲渡損益及び時価評価損益について、次の見直しを行うこととした。（法人税法第六一条関係）
(一)　法人が事業年度終了の時において有する暗号資産のうち時価法の対象となる暗号資産の範囲から、その法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であってその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されている一定のものを除外する。
(二)　暗号資産信用取引の範囲に、暗号資産交換業を行う者以外の者から信用の供与を受けて行う暗号資産の売買を加える。
4　公共法人である内国法人が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合には、その内国法人のその該当することとなった日前の所得の金額の累積額又は欠損金額の累積額に相当する金額は、益金の額又は損金の額に算入することとした。（法人税法第六四条の四関係）
5　通算子法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合におけるその通算子法人の確定申告書の提出期限について、次の見直しを行うこととした。（法人税法第七四条及び第七五条の二関係）
(一)　その通算子法人の残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書の提出期限をその事業年度終了の日の翌日から二月以内とする。
(二)　通算親法人が申告期限の延長特例の適用を受けている場合には、その通算子法人の残余財産の確定の日の属する事業年度について申告期限の延長特例の適用があるものとする。
6　青色申告の取りやめの届出書の提出期限を、その青色申告の取りやめをしようとする事業年度の確定申告書の提出期限とすることとした。（法人税法第一二六条関係）
7　福島国際研究教育機構を公共法人の範囲に加えることとした。（法人税法別表第一関係）
三　地方法人税法の一部改正関係
1　特定基準法人税額に対する地方法人税を創設することとした。
(一)　課税の対象
特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各課税対象会計年度の特定基準法人税額には、特定基準法人税額に対する地方法人税を課する。（地方法人税法第五条関係）
(二)　特定基準法人税額
特定基準法人税額は、国際最低課税額確定申告書を提出すべき内国法人の各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額とする。ただし、附帯税の額を除く。（地方法人税法第六条関係）